

令和5年第 8回
総 会
8月

白井市農業委員会会議録

令和5年8月3日 開会

令和5年8月3日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年8月3日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
4. 押 田 勝 巳
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和5年度第3次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

9月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 8月22日火曜日
- ・事前審査会(案) 8月29日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会(案) 9月 5日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中7名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

今日は初めての総会になりますので、不慣れな点はございますが、皆さんの御協力のもと進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、このところ暑い日が続いておりますので、健康面の方も注意をしていただきたいと思います。

本日の出席委員は7名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和5年8月定例総会を開会いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人は、3番、山崎正司委員、6番、高宮正明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、1 ページを御覧ください。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第 1 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和 5 年 8 月 3 日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1 番、名内字向山の 3 筆です。

地目は畑。

地積は 6,137 平方メートル。

地権者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は賃借権の設定です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

山崎正司委員。

山崎正司委員

1 班班長、山崎です。

議案第 1 号 農地法第 3 条の申請に関わる調査報告を行います。

資料の 1 番です。

当日は権利者本人が出席されました。

申請地は市役所から北北東に 4.3 キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、耕うんして管理されていきました。

進入路については、赤道にて確保されております。

次に、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、自己所有のものが業務用の軽自動車、草刈り機、リースで借りるものが、トラクター、モア、管理機等、農機具はそろっております。

労働力は本人と、臨時で本人の子供等 6 人くらい確保しているようです。

新規就農でありますので実績はありませんが、農業技術等に関する知識は、関係する学校や市内にある農園の園主さんから学んでいるようです。

年間従事日数は 150 日。

主に大根を栽培する計画です。

災害基準、防除基準を遵守し、周辺農地に影響を与えないよう配慮して経営するそうです。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないた

め、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の石井修一委員、お願いいたします。

石井修一委員 石井です。

現地を見た感想としては、耕運もされていて問題はないと思います。

自分は同じように大根やトマト、キュウリ等を作っていて感じたことは、販売のほうで、面積の割にどうやって売るのがかと不思議に思っている感があります。やおばあくへもJAのほうで話していると当事者は言っていましたけれども、やおばあくで何本売るのかなと。ちょっと不思議なくらい。

感想としては、大丈夫かなと実際思いました。

あとは分かりません。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

伊藤委員。

伊藤 治委員 富士地区推進委員の伊藤です。

先ほど石井委員からお伺いしたものののですけれども、販売のところなののですけれども、新規就農ということで、金額は別に西印旛農協さんを通して納められるような形というのは、そういうパイプというものはお話では伺いますけれども、可能なのでしょうか。不勉強でそのところお聞きしたく。

山崎正司委員 本人に直接面接したのですけれども、その辺が少し甘いのかなと。

新規でどのくらいまともなものができるか、その辺も危惧しているところです。

伊藤 治委員 金額はあれなのですが、そのように栽培してやっていただけたらと思います。

山崎正司委員 新規なので、失敗も兼ねて見守ってあげたらどうかと、そういう感想です。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございますか。

押田委員。

押田勝巳委員 この人は新規就農なののですけれども、販売とか全然考えていないというか、JAに入るとしても、白井に住んでいないですね、鎌ヶ谷ですね。

だからJA市川、大丈夫なのですか。

そういう話とか相談にのってあげるといいと思うのですけれども、考えが甘いような。

山崎正司委員 その辺も聞いたのですけれども、一応准組になれば大丈夫なのです。それで対応す

るということなのですけれども、販路に関しては、これだけの面積のものを本当に売れるのかどうか、それは心配しています。

平塚の農園の園主さんによく教わっているみたいなので、1回やってみないと。

大根は洗わなくてはいけないじゃないですか。

それを自分の家に持ち帰って、どのくらいの作業場があるか、多少作業場はあるそうなのですけれども、その辺もやってみないと分からない。

押田勝巳委員 アパートみたいですが。

山崎正司委員 アパートなのですか。

押田勝巳委員 部屋がたしか。

山崎正司委員 何か作業場があるみたいですよ。

この間、聞いたのですけれども。

貸してくれる畑の人が洗い場も、もしかしたら貸してくれるようなことは言っていました。

押田勝巳委員 だといいですけれども。

中 村 会 長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和5年8月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、十余一字清戸道東の1筆です。

地目、現況は畑です。

地積は1,457平方メートルです。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりでございます。

申請事由は所有権移転（駐車場）。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 1班班長、山崎です。

それでは、議案第2号 農地法第5条に関わる調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は権利者、義務者の代理人として、設計会社の方が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所から東北東に約4.2キロメートルに位置しております。

農地区分としては、近くに小中学校、市街化の傾向が著しい区域内にある農地であるため、第3種農地として判断いたしました。

所有権移転後の転用ということですが、現在、権利者の方が隣接する土地にカフェを経営しておりまして、既存の駐車場が手狭になったため、駐車場の拡張のため、申請地を新たな駐車場として利用したいということです。

次に一般基準ですが、本申請地は駐車場ということですが、申請面積は1,457平方メートルであり、事業計画等の関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われます。

また、申請地は抵当権が設定されておりますが、許可後売買が成立すれば、そのお金で債務整理するようです。

それから雨水については、2の13ページ平面図に記載されておりますが、全面アスファルト舗装ではなく、緑地帯を設けて、敷地内浸透処理をします。

周辺農地への支障はないようです。

また申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区の推進委員の松丸です。

今の班長さんのほうから概要については説明がありましたが、内容についてはそのとおりでございます。

現地確認に行ったわけですが、そのときに用地の北側の部分が梨園に接しておりまして、完成してから防除が気になりまして。

事前審査会のときは、営業時間外に防除すれば問題ないのではないかと思ったのですが、その後にネット等で営業時間の確認をしたら、6時半から22時までの営業、また年中無休ということで、かなり防除する時間が限られてくるのではないかと思います。

園主の方に防除について聞きまして、申請者の方と何か話をしましたかという話をしたところ、特にしていないということでした。

朝早くやるにしても防除の時間が限られるということで、今も住宅地などに、ほかの園も接しておりまして、かなり防除を苦勞しているという話をしていらっしゃいました。

そういうことで、何か申請者の方のほうで対応ができないものかと思ひまして、園主の方も御理解、配慮していただければというお話もありましたので、事務局に相談しました。

相談したところ、申請者の方と話をさせていただいて、防除の際は園主さんにも散布日の連絡は申請者の方にしていただくしかないので、最善の注意を払って、防除していただくことは当然のことなのですが、申請者の方も散布の際に駐車等あった場合は、移動なりするような配慮をしていただくということで、回答をいただけたということで、事務局の方から報告をいただいておりますので、今回報告させていただきました。

まとめませんが、以上になります。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明は終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について許可相当意見を付して県に信託することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当意見を付して県に信託することに可決いたします。

続いて、議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和5年度第3次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和5年8月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村敦雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和5年度第3次農用地利用集積計画一覧表（案）です。

1番、神々廻字河原子の2筆です。

地目は田。

利用権設定面積は806平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借権。

内容は田。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は96アール、新規になります。

2番、神々廻字太田の3筆です。

地目は田。

利用権設定面積は2,504平方メートル。

種類が使用貸借権。

内容は田。

期間は5年です。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は53アール、新規になります。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については事前審査会の対象外でございますので、班長の報告はございません。

1 番、2 番については新規ですので、地区担当員の説明がございます。

1 番、2 番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員

山崎です。

1 番について、権利者にお話を伺いました。

現在レンコンの栽培を主としていますが、連たんの隣にある農地を借り受け、レンコンの出荷の無い時期に野菜も栽培し、農業利益の増加を図りたいということでした。

2 番について、権利者よりお話を伺いました。

現在水稻を作付けしていますが、販売数量が足りないため、水田を探していたところ、義務者が水稻を辞めるとの話があったので借り受けし、水稻の作付けをしたいということでした。

以上です。

中 村 会 長

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長

賛成全員です。

議案第3号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

次に報告事項に入らせていただきます。

事務局から、お願いいたします。

事 務 局

事務局の今井です。

6ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和5年8月3日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

7ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。

以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、報告協議事項の（2）その他で、9月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切りが8月22日火曜日。

事前審査会が8月29日火曜日。

第2班、午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。この部屋です。

総会が9月5日火曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策室2、3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人